

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6, 7号機（368）」

2. 日時：平成28年5月25日 11時00分～11時25分

3. 場所：原子力規制庁 8階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎課長補佐、忠内管理官補佐、秋本安全審査官、池田安全審査官、宇田川原子力専門職、櫻井安全審査官、竹田安全審査官、糸賀原子力規制専門員、卜部原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 原子炉安全技術グループ課長 他6名

5. 要旨

（1）東京電力から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「54条 使用済燃料貯蔵の冷却等のための設備」について、使用済燃料プールの冷却機能が喪失した場合、使用済燃料プールの重大事故等対処設備及び対策において、代替原子炉補機冷却系等を用いた燃料プール冷却系（FPC系）をSA設備として位置付け、使用済燃料プールを冷却する旨の説明があった。今後、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力において、その手順について説明していく旨の説明があった。

6. その他

提出資料：

・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等対処設備について